

北部にぎわい創出活動助成金交付要綱

(趣旨と目的)

第1条 この要綱は、宇部市の北部6地区(厚東・二俣瀬・小野・吉部・万倉・船木)(以下「北部地域」という。)において、交流促進やにぎわい創出につながるイベント等を企画・運営する団体や事業者等(以下「実施団体等」という。)に対し交付する「北部にぎわい創出活動助成金(以下「助成金」という。)」について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業および助成対象経費)

第2条 助成対象事業は北部地域において前条の目的を達成するために、当該年度内に実施される事業で、助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業に直接要する経費のうち「別表1」に掲げる経費とする。

2 次に掲げる経費は、助成対象経費としないものとする。

- (1) 山口県または宇部市などから他の助成金の交付を受けて実施するイベントの経費
- (2) 団体等の運営のための経常的経費
- (3) 土地、建物その他の不動産の取得に要する経費
- (4) 食糧費、交際費など対象事業の実施に係る直接的経費と認められない経費
- (5) その他市長が助成の対象とは認められないと判断したもの

(交付対象外の団体等)

第3条 宇部市長(以下「市長」という。)は、次に掲げる団体等には助成金を交付しない。

- (1) 宗教的活動又は政治的活動を行うもの
- (2) 公序良俗に反する活動を行うもの
- (3) 金銭給付のみを目的とする活動を行うもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にあるもの
- (5) その他市長が助成の対象とは認められないと判断したもの

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費から助成対象事業の実施に伴い得られた収入を除いた額の範囲内とし、1事業あたりの上限を別表2のとおりとする。

2 助成金の額の算定において、千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

3 市長は、予算の範囲内において、助成対象事業及び助成金の額を決定する。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、北部にぎわい創出活動助成金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、事業実施期間の15日前までに提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、交付の申請を受け、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、助成金の交付の決定を行い、北部にぎわい創出活動助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

（変更および中止）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定通知を受けた者（以下「助成金交付決定者」という。）は、交付の申請の内容等に変更が生じたとき、または中止しようとするときは、速やかに北部にぎわい創出活動助成金変更交付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する北部にぎわい創出活動助成金変更交付申請書が提出されたときは、これを審査し、必要に応じて助成金額を変更し、北部にぎわい創出活動助成金変更交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知しなければならない。

（実績報告書の提出）

第8条 助成金交付決定者は、当該事業が完了したときは、その日から起算して90日を経過した日又は助成金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれかの早い期日までに、北部にぎわい創出活動助成金事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する報告書を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき額を確定し、北部にぎわい創出活動助成金確定通知書（様式第6号）により、助成金交付決定者に通知しなければならない。

（助成金の請求等）

第10条 助成金交付決定者が前条の通知を受けたときは、北部にぎわい創出活動助成金交付請求書（様式第7号の1）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者が助成金の交付の目的を達成するために 特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず助成対象事業の完了前に助成金の全部又は一部を概算払することができる。

3 前項の規定による助成金の概算払いの交付を受けようとする者は、北部にぎわい創出活動助成金交付（概算払）請求書（様式第7号の2）を市長に提出しなければならない。

4 前項による概算払いを受けた者は、当該事業終了後、第8条に規定する実績報告書とともに助成金概算払精算書（様式第8号）を市長に提出し、精算しなければならない。

（検査）

第11条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、実績報告書に基づき申請者に必要な指示を行い、帳簿等関係書類を検査することができる。

(交付決定の取消)

第12条 市長は、助成金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び助成金の交付に際して付した条件に違反したとき
- (2) 助成対象事業の実施方法が不適当と認められたとき
- (3) 申請又は報告に虚偽の事実が認められたとき
- (4) 第7条に規定する中止の届があったとき

2 市長は、前項の規定により助成金交付の決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和5年4月15日から施行する。
2. 市はこの要綱施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

費目	内容	備考
謝金	イベント出演者、外部従事者への謝礼金	実施団体等構成メンバー及びその家族、関係者等とみなされる者への謝金は対象外
旅費	イベント出演者・外部従事者の旅費	実施団体等構成メンバー及びその家族、関係者等とみなされる者への旅費は対象外
委託費	実施団体等では実施が困難な業務（会場設営、デザイン、駐車場警備等）の委託費	・企画・運営など事業の中心部分の委託は不可 ・実施団体等構成メンバーへの委託は対象外
印刷製本費	コピー代、写真プリント代、ポスター・パンフレットの印刷代	
使用料	会場・施設の使用料、機材・器具借上料、 駐車場料金	・会場・施設の冷暖房費も対象となる。 ・実施団体等構成メンバーへの支払いは対象外
消耗品費	事務用品、書籍購入費、材料費、その他消耗品費に対する費用	イベント実施に伴う用途のものに限る。 ・実施団体等構成メンバーへの支払いは対象外
保険料	活動上必要となる保険の掛金	
手数料	振込手数料	
通信運搬費	郵送料、切手・はがき代、運送料	
その他	上記以外で、補助事業の実施に必要であると認められるもの（個別に審査）	食糧費（打ち合わせ、イベント等における飲食代金など）は対象外

※その他、定めのない経費の支出については、個別に審査します。

※私的使用による経費と事業に係る経費が明確に区別できないものについては、補助対象外となります。

別表 2（第 4 条関係）

活動の規模等	地域連携	助成上限金額	補助率
来場者が 500 人超見込まれる 大規模なもの	地域運営団体と連 携して行うもの	30 万円	定額 (1 / 1)
	北部地域の実施団 体等による実施、 又は北部地域の団 体と連携して実施 するもの (上記を除く)	20 万円	2 / 3
	上記以外のもの	15 万円	1 / 2
来場者が 100 人超見込まれる 中規模のもの	地域運営団体と連 携して行うもの	20 万円	定額 (1 / 1)
	北部地域の実施団 体等による実施、 又は北部地域の団 体と連携して実施 するもの (上記を除く)	15 万円	2 / 3
	上記以外のもの	10 万円	1 / 2
小規模でも北部地域のファンの 増加が見込めるもの	地域運営団体と連 携して行うもの	10 万円	定額 (1 / 1)
	北部地域の実施団 体等による実施、 又は北部地域の団 体と連携して実施 するもの (上記を除く)	7 万 5 千円	2 / 3
	上記以外のもの	5 万円	1 / 2

※「地域運営団体」とは、北部 6 地区のコミュニティ推進協議会を指す。

※1 会計年度あたり 1 実施団体等の交付は 1 回までとします。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

宇部市長 様

所在地
団体名
代表者名

北部にぎわい創出活動助成金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、北部にぎわい創出活動助成金の交付申請をします。

記

1 事業名 _____

2 申請額

①対象経費	×	②補助率		＝	③申請額
円			定額（１／１）		円
			２／３		
			１／２		

※①対象経費には（様式 1－2）に記載した支出の合計額を記載
②補助率は、別表 2（第 4 条関係）の該当する補助率に○をして下さい。
③申請額は、上記式に従って計算し、記載。なお、別表 2（第 4 条関係）助成上限額を超える場合は助成上限額を記載してください。
また、自己資金等の活用により、申請希望額が市からの助成金が申請可能な額を下回る場合は、申請希望額を記載して下さい。

3 提出書類
事業内容（様式第 1－1 号）・収支予算書（様式第 1－2 号）

4 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(様式第 1－1 号)

事業内容

事業名		
実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
実施場所		
事業内容	参加見込人数	人
	実施内容について (継続性を含めて、具体的に記入してください。)	
	イベント等のPR方法について	

※事業実施団体等についての資料（団体規約、名簿、会社概要等）を添付してください。
※その他、事業の実施内容について参考となる資料（チラシ、事業実施スケジュールなど）があれば添付してください。

(様式第 1 - 2 号)

収支予算書

①収入の部

(単位：円)

費 目	金 額	内訳 (単価・数量など算定根拠)
自己資金		
市からの助成金		
その他収入 ()		
※合 計		

②支出の部

(単位：円)

費 目	金 額	内訳 (単価・数量など算定根拠)
※合 計		

※収入の部と支出の部の合計額が一致するように計上してください。

※事業により得られる収入がある場合は、収入の部に計上してください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

宇北地第 号
年（ 年） 月 日

団体名

代表者氏名

様

宇部市長

北部にぎわい創出活動助成金交付決定通知書

年 月 日付けにて提出された 年度北部にぎわい創出活動助成金の交付申請に対し、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業名

2 助成金交付決定額 円

3 交付条件

- (1) 助成事業等に要する経費又は内容の変更が生じる場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 助成事業等に要する経費は、助成事業等の目的以外に使用してはならない。
- (3) 助成事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 助成事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

宇部市長 様

所在地
団体名
代表者名

北部にぎわい創出活動助成金変更申請書

年 月 日付け、宇北地第 号で決定通知を受けた下記事業について、その計画を変更して実施したいので、北部にぎわい創出活動助成金交付要綱第 7 条の規定により、変更申請書を提出します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 補助金変更申請額（交付決定額を変更しない場合は、記入不要とします。）

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

- 5 提出書類
事業内容（様式第 1－1 号）・収支予算書（様式第 1－2 号）

様式第4号（第7条関係）

宇 北 地 第 号
年(年) 月 日

団体名
代表者氏名 様

宇部市長

北部にぎわい創出活動助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、北部にぎわい創出活動助成金の変更
につきまして、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 事業名

2 変更交付決定額 一金_____円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

宇部市長

様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

北部にぎわい創出活動助成金 実績報告書

年 月 日付け宇北地第 号で交付決定通知のありました事業を完了しましたので、北部にぎわい創出活動助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告書（様式第5－1号）

※ 事業実施状況が確認できる写真を添付してください。

2 収支決算書（様式第5－2号）

3 支出明細書（様式第5－3号）

※ 領収証の写し等支出先と金額が確認できる書類を添付してください。

(様式第5-1号)

実績報告書

事業名	
実施期間	(開始日) (完了日) 年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	宇部市
参加人数	人
実施内容	※事業実施状況が確認できる写真を添付してください。
イベント等の PR方法	※チラシやウェブサイト・SNSの写し等を添付してください。
課題	

(様式第5－2号)

収支決算書

(単位:円)

① 収 入	項 目	予算額	決算額	増減額	増減理由等	
	自己資金					
	市からの助成金					
	その他収入 ()					
		収入計	A	B	A-B	
② 支 出 ※	費 目	予算額	決算額	増減額	増減理由等	
		支出計	C	D	C-D	
③ 決算額(B-D)						
B_____円 - D_____円 = _____円						

※支出については、領収証の写し等支出先と金額が確認できる書類を必ず添付してください。

宇 北 地 第 号
年 (年) 月 日

団体名
代表者氏名 様

宇部市長

北部にぎわい創出活動助成金確定通知書

年 月 日付けにて提出された北部にぎわい創出活動助成金実績報告書
に対し、下記のとおり助成金額を確定したので通知します。

記

1 助成金概算払済額 _____ 円

2 助 成 金 確 定 額 _____ 円

3 戻 入 額 _____ 円

宇部市長 様

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

北部にぎわい創出活動助成金交付請求書

年 月 日付け宇北地第 号により確定通知を受けた北部にぎわい創出活動助成金を請求します。

1 事業名

2 請求額

- ①助成金確定額
- 円
- ②助成金概算払済額
- 円
- ③今回請求額
- 円

振 込 先 口 座		口座番号	普通 ・ 当座
金 融 機関名	本・支店 本・支所		
		フリガナ 口座名義	

請求に関する問い合わせ先

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 電話番号・電子メールアドレス

年 月 日

宇部市長 様

所 在 地

団 体 名
代表者氏名

北部にぎわい創出活動助成金交付（概算払）請求書

年 月 日付け宇北地第 号により交付決定を受けた北部にぎわい創出活動助成金を請求します。

1 事業名

2 請求額

- | | |
|------------|---|
| ①助成金交付決定額 | 円 |
| ②助成金概算払済額 | 円 |
| ③今 回 請 求 額 | 円 |
| ④差 引 残 額 | 円 |

振 込 先 口 座		口座番号	普通 ・ 当座
金 融 機関名	本・支店 本・支所		

請求に関する問い合わせ先

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 電話番号・電子メールアドレス

宇部市長

様

団 体 名
代表者氏名

北部にぎわい創出活動助成金概算払精算書

年 月 日付け宇北地第 号で交付決定通知のありました件について、概算払いを受けて事業を実施しましたので、北部にぎわい創出活動助成金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

1 概算払受領額 _____ 円

2 精 算 額 _____ 円

3 戻 入 額 _____ 円